

公衆浴場の衛生措置基準

(R7.4.1 現在) No.1

	No	衛 生 措 置 基 準	根拠法令	備考
浴槽水等の管理	1	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水については、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。 ＜水質基準＞ ① 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水 ア 色度 5度以下 ☆ イ 濁度 2度以下 ☆ ウ 水素イオン濃度指数 5.8～8.6 ☆ エ 全有機炭素の量 3mg/L以下 ☆ (困難な場合、過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L以下 ☆) オ 大腸菌 不検出 カ レジオネラ属菌 100mL中10CFU未満 ② 浴槽水 ア 濁度 5度以下 ☆ イ 全有機炭素の量 8mg/L以下 ☆ (困難な場合、過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L以下 ☆) ウ 大腸菌 1個以下/mL エ レジオネラ属菌 100mL中10CFU未満 ※ 検査回数については、レジオネラ属菌は市レジオネラ属菌自主検査指導要領に定める回数以上、その他の項目は年1回以上 ※ ☆印にあって特に認めた場合は、基準を適用しないことができる。	条例第5条第13号 細則第9条第1号 細則第9条第2号 要綱第19条	
	2	浴槽水の消毒については、規則で定めるところに従って行うこと。 ＜基準＞ いずれかに適合するものとする。 ① 遊離残留塩素濃度 0.4～1.0mg/L ② モノクロアミン濃度 3mg/L以上 ※ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度又はモノクロアミン濃度の測定を少なくとも1日に3回以上、測定時間が等間隔になるように実施すること。また測定は2～3時間毎に行うことが望ましいこと。	条例第5条第14号 細則第10条 要綱第18条第15号	
	3	浴槽水については、常に豊富に補給し、かつ毎日取り替えること。 ※ 個室を設けるその他の浴場の浴槽水については、入浴者ごとに取り替えること。ただし、浴槽水を循環し、及びろ過する場合には、1回/1週間以上取り替えること。	条例第5条第17号 (条例第6条第4号)	
	4	連日使用型循環浴槽水の取替えについては、1回/1週間に以上行うこと。	条例第5条第18号	
	5	オーバーフロー水及び回収槽内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。やむを得ず当該構造にする場合には、次に掲げる措置を講ずること。 ア 回収槽を地下に埋設しないこと。 イ 還水管を直接循環配管に接続しないこと。 ウ 回収槽の内部は、1週間に1回程度清掃及び消毒を行うこと。 エ 還水管の内部は、1週間に1回程度洗浄及び消毒を行うこと。 オ 回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。	条例第5条第19号 要綱第18条第8号 要綱第18条第9号	
	6	気泡発生装置等には、連日使用型浴槽水を使用しないこと。	条例第5条第20号	
	7	打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	条例第5条第21号	
	8	貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りではない。	条例第5条第22号	
	9	浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。	要綱第9条第5号	
	10	浴槽水については、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りではない。	条例第5条第3号	
	11	露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。	要綱第17条第4号	
	12	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、申請書に付記した配合分量を常に維持すること。	条例第5条第24号	

公衆浴場の衛生措置基準

(R7.4.1 現在) No.2

	No	衛 生 措 置 基 準	根拠法令	備考
施設の清潔保持	13	脱衣室、浴室、便所、サウナ室、サウナ設備及び露天風呂について清潔保持のため、次の措置を講ずること。 ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。 ・ 洗いおけ及び腰掛けは、毎日清掃し、<u>1か月に1回以上</u>消毒すること。 ・ かけ湯を貯める槽は、毎日清掃し、及び1週間に1回以上消毒すること。 ・ 浴室の排水口は、毎日清掃し、汚水を適切に排水すること。 ・ サウナ室は、毎日清掃し、1か月に1回以上消毒を行うこと。 ・ 露天風呂は、毎日清掃し、1か月に1回以上消毒を行うこと。 ・ 便所は、毎日清掃し、防臭に努め、1か月に1回以上消毒すること。 ・ 施設内及び施設の周囲であって、利用客が直接使用する場所は、常に清潔を保つように毎日清掃し、1か月に1回程度消毒すること。 イ 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽は、1回/1週間以上清掃し、及び消毒すること。 ウ 気泡発生装置等を1回/1週間以上清掃し、及び消毒すること。 エ 浴槽水のろ過装置を1回/1週間以上洗浄し、及び消毒すること。 ・ ろ過器のろ材に砂を使用する場合にあっては、1年に1回以上点検を行い、必要に応じてろ材を交換すること。 オ 循環配管を定期的に洗浄し、及び消毒すること。 ・ 循環配管は、1年に1回以上生物膜の状況の点検を行い、過酸化水素等を用いた生物膜の除去、及び消毒を行うこと。 カ 水位計配管を1回/1週間以上洗浄し、及び消毒すること。 キ シャワーを1回/1週間以上内部の水が置き換わるように通水し、並びにシャワーヘッドとホースを1回/6か月以上点検し、並びにそれぞれの内部を1回/1年以上洗浄し、及び消毒すること。 ク 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。 ケ 貯湯槽を1回/1年以上清掃し、及び消毒すること。 コ 調整箱を1回/1年以上清掃し、及び消毒すること。 サ ねずみ、衛生害虫等を防除すること。 シ 月1回以上は建具及び全部の窓を開放し、十分乾燥させること。 ・ 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、脱衣室、浴室、サウナ室、露天風呂、便所、排水設備は1か月に1回以上、その他の設備は6か月に1回以上点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。 他 ・ 飲用水を供給する受水槽、高置水槽は、1年に1回以上清掃すること。 ・ 排水設備(排水溝・排水管・汚水ます、温水器(排湯熱交換器)等)は、適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保ち、1か月に1回以上消毒すること。	条例第5条第6号 条例第5条第6号ア 要綱第18条第1号 要綱第18条第2号 要綱第18条第3号 要綱第18条第5号 要綱第18条第6号 要綱第18条第12号 要綱第18条第13号 条例第5条第6号イ 条例第5条第6号ウ 条例第5条第6号エ 要綱第18条第17号 条例第5条第6号オ 要綱第18条第4号 条例第5条第6号カ 条例第5条第6号キ 条例第5条第6号ク 条例第5条第6号ケ 条例第5条第6号コ 条例第5条第6号サ 条例第5条第6号シ 要綱第18条第20号 要綱第18条第7号 要綱第18条第11号	

公衆浴場の衛生措置基準

(R7.4.1 現在) No.3

施設・換気空調	14	脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保つこと。	要綱第6条	
	15	脱衣室及び浴室は、空気中の二酸化炭素濃度を1500ppm以下、一酸化炭素濃度を10ppm以下に保つよう、換気を十分に行うこと。	要綱第7条	
	16	サウナ室を設ける場合にあっては、換気を十分に行うこと。	要綱第16条第3号	
	17	空気調和装置(フィルター等)、換気扇は、適宜清掃すること。	要綱第18条第10号	
	18	浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水(湯)栓等が常に使用できるよう、毎日保守点検すること。	要綱第18条第14号	
保守点検設備	19	消毒装置は、以下のとおり管理すること。 ア 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。 イ 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。 ウ 注入弁は、定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。	要綱第18条第18号	
	20	給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。	要綱第18条第19号	
	21	電気浴器は、1か月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受けること。	要綱第18条第16号	
入浴者に貸与する物品・衣類等	22	入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。	条例第5条第16号	
	(その他の浴場における追加基準)			
入浴者の安全・衛生・風紀	23	入浴者の使用に供する衣類については、入浴者ごとに消毒すること。	条例第6条第5号	
	24	入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。	条例第6条第7号	
	25	伝染性の疾病にかかっていると認められる者に対しては、入浴を拒まなければならない。但し、療養のために利用されるもので、保健所長の許可を受けたものは、この限りでない。	法第4条	
	26	入浴者は、公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。	法第5条第1項	
	27	前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。	法第5条第2項	
	28	浴室において、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。	条例第5条第11号	
	29	保護を必要とする高齢者、幼児等で適当な保護者のないものは、入浴させないこと。	条例第5条第29号	
営業者の責務	30	7歳以上の男女を混浴させないこと。	条例第5条第33号	
	31	営業者は公衆浴場について、適切な衛生管理に努めるとともに、利用者から健康被害(その症状が、当該公衆浴場に起因する、又はその疑いがあるとの医師の診断を受けたものをいう。)に関する情報の提供を受けたときは、速やかに、その旨及び当該情報を市長に報告しなければならない。	条例第8条	
	32	許可の申請をしようとする者は、その施設において、法、省令、条例、規則、要綱の規定のほか、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守するものとする。	要綱第3条第2項	
	33	営業者は、自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業員に周知徹底すること。	要綱第20条第1号	
	34	営業者は、自主管理を効果的に行うため、自らが責任者となり又は従業員のうちから責任者を定めること。	要綱第20条第2号	
	35	責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。	要綱第20条第3号	
	36	条例及び要綱に定める清掃、消毒、点検及び水質検査の実施について記録し、3年間保存すること。	要綱第21条	